『就学援助費』の申請方法が変わります。

	令和	これまでは・・	
1	申請方法 (前年度、認定されて <u>い</u> <u>ない</u> 方が申請するとき)	 ①オンライン申請 もしくは ②紙申請(郵送か持参) 	紙申請のみ(学校に提出)
2	申請しない方	手続の必要なし	「申請しない」の書面を提出
3	前年度認定されている方	申請の必要なし	毎年4月に申請書を提出

※この御案内は、就学援助費を受給されていない世帯(令和7年3月1日時点)に送付しています。就 学援助を希望される場合は、次の、「1 申請方法」により申請をお願いします。

Ⅰ 申請方法 ≪オンライン申請を導入し、4/1から受付開始≫

■オンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)から申請できます。 【利用者登録の上、ご利用ください】 ※詳細は川崎市 HP(https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/portal/home)を。

オンライン申請が難しい場合は、紙の申請書を教育委員会にご提出ください(郵送又は持参)。
 【送付先】川崎市教育委員会事務局総務部学事課(郵便番号 210-8577 川崎市川崎区宮本町 | 番地)
 年度当初(4/1)で認定となるには、6月2日まで(郵送・持参の場合は必着)の申請が必要です。
 学校を経由せず、申請者と教育委員会が直接やり取り。(学校には提出しないようお願いします。)

2 申請しない方 《「申請しない」の書式がなくなりました》

■昨年度まで、申請しないことの意思確認のため、用紙を提出していただいていましたが、今年度から それが不要になりました。

■(家族構成や家計の変化などで)年度途中での申請も可能です。

3 前年度認定されている方 《次の方は申請書の提出は不要です》

■前年度末(3月31日)時点で、認定されている世帯は、「申請書の提出は不要」です。

■次についてあらかじめご了承ください。

①教育委員会での審査の結果通知は7月末までに郵送します。

②審査は、所得状況を市税の課税額確定(6月中旬ごろ)後に確認するため、給食費を一旦お支払い

いただくことが想定されます。(認定された場合には、後日返金いたします。) ③不認定となった場合、7月末の結果通知で理由をお伝えします。

・理由によっては、追加資料を提出いただくことで再審査が可能になる場合があります。

- ・再審査に必要な書面や、追加資料の提出方法は結果通知でご案内します。
- ・不認定になり、追加資料の提出後、認定されれば就学援助費を支給します。

▲ 就学援助を希望される方で、認定状況について確認したい場合や、申請についてご不明な点などがありましたら、お早目に、学事課までお問い合わせください。

※メールでの問合せの場合、回答までに時間を要しますので、なるべくお電話にてお願いします。

【問合せ先】川崎市教育委員会事務局 学事課 Tel 044-200-3736

令和7年度就学援助費電子申請について

4/1から 受付開始

こちらは**電子申請の手順についての御案内**です。同封の紙申請書で申請される方は、「記入例」を参考に 必要事項を記入のうえ、教育委員会学事課に直接御提出(郵送又は持参)ください。

【1】 オンライン手続きかわさき(e-KAWASAKI)の利用者登録をする

※利用者登録には、連絡用のメールアドレスが必要です。
すでに利用者登録が済んでいる方は【2】へ



URL: https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/portal/home

QR



 $\label{eq:URL:https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/43a9a10d-27e7-4b7c-9728-8fbefbb58014/start} URL:https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/43a9a10d-27e7-4b7c-9728-8fbefbb58014/start} URL:https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/43a9a10d-27e7-4b7c-9728-8fbefbb58014/start}$

【3】画像添付について(通帳のほか、必要書類を添付する場合)

